

越知陵墓参考地駒形制札改築工事に伴う立会調査

はじめに

越知陵墓参考地の現住所は高知県高岡郡越知町越知であり、横倉山の山中に位置する。横倉山は東から三岳（標高 774 m）、金峰山（1009 m）、鶏冠山（1073 m）の三峰からなり、平家伝承を初め、平安時代頃から信仰の対象とされ、高知県史跡に指定されている⁽¹⁾。当参考地の域内中央には積石による高まりがみられ（図版 24-7、8）、安徳天皇の陵墓参考地として管理されてきた。この度、当参考地南側の参道入口脇に設置されている駒形制札が経年により劣化したため、改築することとなった（第 17 図）。当参考地は拝所内外玉垣の内側が史跡横倉山の周知の埋蔵文化財包蔵地とされている。今回の改築にともなう掘削範囲は包蔵地に含まれていないが、念のため、令和 5 年 3 月 13 日～3 月 15 日にかけて立会調査をおこなった。調査は土屋隆史が担当し、宮田一弘、濱田武典、高橋歩が補助した。ここでは、掘削箇所の報告をおこなう。

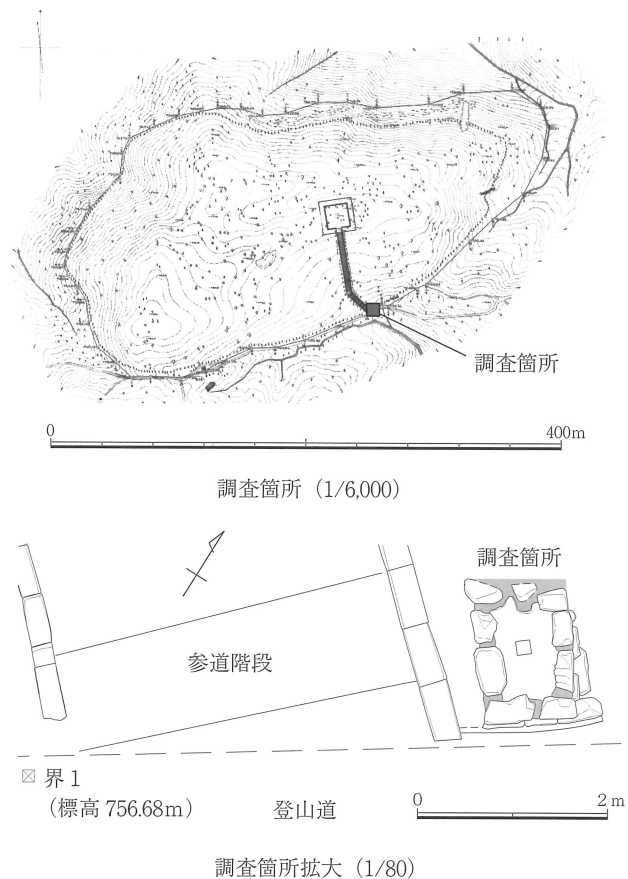
1. 治定の経緯

当参考地は、明治 16 年（1883）2 月 4 日に山口県西市、長崎県佐須とともに安徳天皇御陵見込地としてその地の保存が宮内卿から太政大臣宛に上申され⁽²⁾、明治 16 年 3 月 23 日に太政大臣に裁可された⁽³⁾（「安徳天皇御陵ト称スル土地管轄及保存方」図書寮『皇室例規類纂稿本 47 明治 16 年』〔宮内公文書館所蔵、識別番号 23377-47〕）。また、明治 16 年 4 月 5 日に安徳天皇御陵見込地として宮内省の所轄にすることが高知県、山口県、長崎県と内務大臣に通達された（「山口県長門国豊浦郡地吉村高知県土佐国高岡郡越知村長崎県対馬国下県郡久根村ニアル古墳御陵墓ノ見込アルニ付保存方三県へ達」図書寮『皇室例規類纂稿本 47 明治 16 年』〔宮内公文書館所蔵、識別番号 23377-47〕）。明治 18 年（1885）9 月 18 日には、越知、西市、佐須の安徳天皇御陵見込地という名称が廃止され、「御陵墓伝説地」と称する旨が、太政大臣、内務大臣、山口県、高知県、長崎県に通達された（「山口長崎高知三県下御陵墓見込地御陵墓伝説地ト被唱」図書寮『皇室例規類纂稿本 73 明治 18 年 陵墓門』〔宮内公文書館所蔵、識別番号 23379-73〕）。そして、大正 15 年（1926）10 月 21 日に皇室陵墓令および同施工規則が公布されたことにともない、これらは陵墓参考地となった。

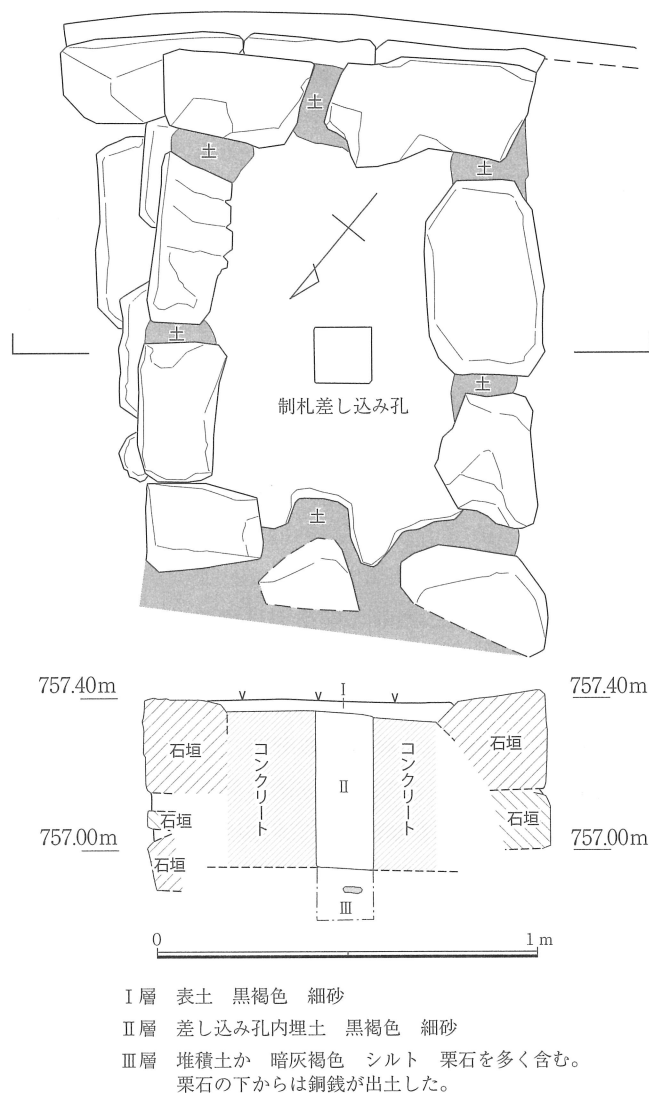
2. 調査の状況（図版 24）

駒形制札は、石積基壇の上部に設置されている（第 17 図）。旧駒形制札を撤去し、新駒形制札を設置するために縦、横、深さ 60 cm の範囲を掘削する予定であったが、石積基壇の表土を掘削したところ表土下から厚さ約 40 cm のコンクリートブロックが検出された⁽⁴⁾。このため、掘削箇所を駒形制札脚部の差し込み孔の部分（縦 14 cm、横 14 cm、深さ 60 cm）に変更した（第 18 図）。

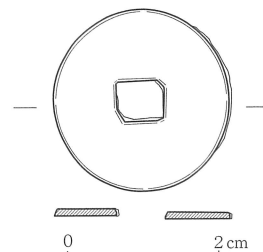
図面作成時には、界 1（標高 756.68 m）のレベルを基準とした。表土（I 層）は標高 757.40 m 付近にあり、黒褐色の土が厚さ 2～3 cm 確認でき



第 17 図 越知陵墓参考地 調査箇所位置図



第18図 越知陵墓参考地 平面図・断面図 (1/20)



第19図 越知陵墓参考地出土銅銭 (1/1)

る。差し込み孔内部埋土(II層)は表土と同じく黒褐色の土であり、厚さ約42cmである。その下からは、暗灰褐色の土が約14cmみられる(III層)。III層の上層10cmほどでは栗石が多く含まれており、ここがコンクリートブロックの基礎部分にあたる可能性がある。栗石の下側にみられる土層は、石積基壇の底よりも下のレベルにあたり、駒形制札が設置された時よりも前の時期の堆積土であると考えられる。

この堆積土の中ほど(表土下52cm、標高756.86m付近)からは銅銭が出土した(第19図、図版24-5)。遺構にともなうものではないため、用途については不明であるが、当参考地における信仰を反映したものである可能性も考えられる。銅銭は径2.35cm、厚さ1.2mmであり、中央には1辺6.0mmの方形透かしがみられる。錆がひどく、保存処理前であるため、現状では銘文は不明である。今後、X線透過撮影をおこなった後に、改めて詳細を報告する予定である。

まとめ

掘削範囲内からは他に遺物の出土はなく、遺構面も検出されなかった。そのため、新しい駒形制札を設置し、掘削箇所を埋め戻して、改築工事は完了した。(土屋隆史)

註

- (1) 下中邦彦編『高知県の地名』日本歴史地名体系第40巻、平凡社、1983年。
- (2) 安徳天皇陵としての「其伝説捐去カタクシテヤヤ所縁アラムト見認スル所」が御陵見込地とされた。
- (3) この上申は明治15年6月23日の宮内卿から太政大臣への上申(陵墓として明徴のない古墳墓についても伝説を有するものや形状が当時の制にかなっているものは御陵墓見込地として買い上げ、官有地として保存すべき旨)を踏まえての動きである(「御陵墓見込地ノ件」太政官『明治15年 公文録第182巻』[国立公文書館所蔵、公03390100])。
- (4) 昭和52年度の安徳天皇越知陵墓参考地整備工事において、駒形制札と石積基壇が整備されたようであり、基礎コンクリートも使われている。検出されたコンクリートブロックはこの工事の時に作られたものであろう。



1 旧制札設置状況



2 旧制札撤去後



3 石積基壇の表土掘削後



4 制札差し込み孔内部



5 銅銭



6 新制札設置後



7 拝所前写真



8 域内中央 積石による高まり